

少額随意契約の基準等の見直しを求める意見書

地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法第234条により政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約を締結することが可能とされている。

同法施行令第167条の2第1項第1号に定める契約、いわゆる少額随意契約は、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより、地方公共団体の事務量が増大し、効率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、同法施行令別表第5に定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものについては随意契約を可能とする制度である。

同法施行令に定める少額随意契約の基準額については、昭和57年10月以降改定がなされていなかったが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月に基準額の引上げがなされたところである。

しかしながら、少額随意契約の基準額については、前回の改定から今回の改定まで、かなりの長期間を要しており、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できているとは言い難い。国としても、中小企業支援の観点から、少額随意契約による場合は中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとするなど、少額随意契約は中小企業にとっても必要かつ極めて有益な制度であるにもかかわらず、基準額が社会経済情勢の変化を柔軟に反映できる制度となっていないため、競争力の弱い中小企業にとっては、官公需の契約の恩恵を受けることが難しくなっている。

昨今の物価高騰等により中小企業が直面する状況は依然として厳しく、中小企業の経営を逼迫させないためにも、少額随意契約による受注機会をより一層増やすことは、地方における経済活動の活性化を促す上で極めて重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、少額随意契約による中小企業の受注機会の増大に向け、少額随意契約の基準額を少しでも超えた場合に一般競争入札とするのではなく、金額に応じて手続を緩和するなど、弾力的に運用できる制度に改めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		